

最高裁秘書第3007号

令和4年10月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局秘書課渉外第一係の所掌事務である、外国法曹の接遇及び
外国研修員の受入れに関する事項に関するマニュアル、事務処理要領その他
の文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

3月2日付け（同月7日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第15号

担当課 秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）